

抗菌・防カビ製品管理責任者規定

1. 目的

抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗菌剤及び防カビ剤に関する安全性、品質、表示、利用方法等の専門知識を持った人材を育成し、これらについて正しい知識を普及させることにより、抗菌・防カビ加工製品および抗菌剤・防カビ剤のより良い品質と安全性を確保し、会員の利益向上、関連業界の健全な発展および消費者の生活向上に寄与することを目的に会員を対象に抗菌・防カビ製品管理責任者の認定を行う。

2. 管理責任者の選任及び業務

- (1) 抗菌・防カビ加工製品および抗菌剤・防カビ剤メーカーは、入会時に自社内より管理責任者を選任して本会に届出するものとする。ただし、この場合は入会后1年以内に管理責任者講習会に参加し、認定を受けなければならない。
- (2) (1)により本会へ届け出た管理責任者に変更がある場合は、すみやかに自社内より後任の管理責任者を選任して本会に届出するものとする。ただし、この場合は変更の届出後1年以内に管理責任者講習会に参加し、認定を受けなければならない。
- (3) 管理責任者は、当該抗菌・防カビ加工製品メーカーまたは抗菌剤・防カビ剤メーカーで生産もしくは販売される抗菌・防カビ加工製品または抗菌剤・防カビ剤に関する安全性、品質、表示、利用方法等のすべてについての責任を有するものとする。
- (4) 管理責任者は、常に抗菌・防カビ加工製品および抗菌剤・防カビ剤に関する安全性、品質、表示、利用方法等の専門知識の向上に努めなければならない。専門知識の向上、資質向上、抗菌に関する最新情報収集のため、抗菌製品技術協議会の開催するフォローアップ研修会に2年に一度以上参加して、認定の継続を受けなければならない。
- (5) 管理責任者は、自社製品に関して消費者からの問い合わせ、および要望に応じなければならない。

3. 管理責任者の認定

- (1) 管理責任者の認定は、抗菌・防カビ製品管理責任者認定とする。
- (2) 管理責任者の認定は、次の各号〔2)―②を除く〕の一つに該当する者に対し本会会長が行う。
 - 1) 管理責任者講習会（以下「講習会」という。）修了者。
 - 2) 次の各項目の一つに該当する者。
 - ① 抗菌製品技術協議会活動を含め実務経験3年以上（証明書の提出が必要）。
 - ② 本会がその業務上の必要性を認めた者。
 - 3) その他本会が同等の資格を有すると認めた者。
- (3) (2)―2)―②による場合は、形式上管理責任者と称されるが、その日より1年以内に講習会を修了しなければ、管理責任者認定を受けられない。
- (4) 本会会長は、本会の名誉を毀損し、または本規定の目的に反する行為をしたと理事会在判断したとき、管理責任者としての認定を抹消する。

4. 管理責任者講習会

- (1) 講習会は、抗菌・防カビ加工製品および抗菌剤・防カビ剤に関する安全性、品質、表示、利用方法等の知識および技能について講習を行う。
- (2) 講習会は、年1回以上行う。
- (3) 受講資格は、会員の選定申告によるものとする。
- (4) 講習科目は、次のとおりとする。
 - 1) 微生物の基礎知識
 - 2) 抗菌剤、防カビ剤の知識
 - 3) 抗菌・防カビ加工製品（材料、加工法、品質管理、使用法）の知識
 - 4) 関連法規（薬事法等から表示方法・用語を考えるなど）
 - 5) 「抗菌S I A Aマーク」、「防カビS I A Aマーク」、「抗菌・防カビS I A Aマーク」の表示について
 - 6) 抗菌・防カビ市場（供給側および消費者側）の実態
 - 7) 本会自主規格、自主登録等の考え方
 - 8) M I C、M B C試験法
 - 9) 抗菌力試験法（J I S Z 2801、シェーク法ほか）
 - 10) カビ成長試験、カビ抵抗性試験（J I S、I S O、A S T M等）
 - 11) その他必要と認められる科目

5. 管理責任者講習委員

- (1) 講習、研修およびその他の事務は、管理責任者講習委員が行う。
- (2) 管理責任者講習委員は制度運営委員会に所属し、会長が委嘱する。

6. 講習の公示

講習会を実施する日時、場所その他の実施に際して必要な事項は、総会等で少なくとも実施の3ヶ月以上前に公示するものとする。

7. 受講手続

講習を受けようとする者および第3項-(2)-2-②に該当する者は、別に定める講習願いに次の書類および受講費を事務局に提出する。

- (1) 第4項-(3)に規定する会員（代表者）の選定状
- (2) 別途定める受講費等

制定：平成10年 6月24日

改訂：平成10年11月30日

改訂：平成12年 6月22日

改訂：平成13年 6月22日

改訂：平成19年2月2日

改訂：平成21年12月14日

暫定改訂：平成25年9月18日

改訂：平成26年3月20日